

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【公表番号】特表2008-534065(P2008-534065A)

【公表日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2008-034

【出願番号】特願2008-503168(P2008-503168)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/08 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/08

A 6 1 L 31/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月26日(2009.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療用インプラントであって、

メッシュ構成において約30g/m²～約60g/m²の最大残留質量密度を有する撚り糸と、

該メッシュにおいて直径が約200ミクロン～約2000ミクロンの細孔とを備えている、医療用インプラント。

【請求項2】

前記メッシュは、マルチフィラメントメッシュを備えている、請求項1に記載の医療用インプラント。

【請求項3】

前記メッシュは、モノフィラメントメッシュを備え、前記細孔は、直径が約500ミクロン～約1500ミクロンである、請求項1に記載の医療用インプラント。

【請求項4】

前記撚り糸は、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエチレンおよびポリプロピレンの共重合体、ならびにポリエチレンおよびポリプロピレンの混合物から成る群から選択された合成吸収不可能材料を備えている、請求項1に記載の医療用インプラント。

【請求項5】

前記撚り糸は、トリメチレンカーボネート、カプロラクトン、ジオキサン、グリコール酸、乳酸、グリコリド、ラクチド、それらの単独重合体、それらの共重合体、およびそれらの組み合わせから成る群から選択された吸収可能な材料を備えている、請求項1に記載の医療用インプラント。

【請求項6】

医療用インプラントであって、

メッシュ構成において約30g/m²～約60g/m²の最大残留質量密度を有する撚り糸と、

該メッシュにおいて直径が約200ミクロン～約2000ミクロンの細孔と、約0.2mm～約0.4mmの厚さを有する該メッシュと、

生物活性被覆と
を備えている、医療用インプラント。

【請求項 7】

前記メッシュは、マルチフィラメントメッシュを備えている、請求項 6 に記載の医療用インプラント。

【請求項 8】

前記メッシュは、モノフィラメントメッシュを備え、前記細孔は直径が約 500 ミクロン～約 1500 ミクロンである、請求項 6 に記載の医療用インプラント。

【請求項 9】

前記撚り糸は、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエチレンおよびポリプロピレンの共重合体、ならびにポリエチレンおよびポリプロピレンの混合物から成る群から選択された合成吸収不可能材料を備えている、請求項 6 に記載の医療用インプラント。

【請求項 10】

前記撚り糸は、トリメチレンカーボネート、カプロラクトン、ジオキサン、グリコール酸、乳酸、グリコリド、ラクチド、それらの単独重合体、それらの共重合体、およびそれらの組み合わせから成る群から選択された吸収可能な材料を備えている、請求項 6 に記載の医療用インプラント。

【請求項 11】

前記生物活性被覆は、殺菌剤、鎮痛剤、抗癒着剤、解熱剤、麻酔薬、抗てんかん薬、抗ヒスタミン剤、抗炎症薬、心臓血管薬、診断用薬、交感神経様作用剤、コリン様刺激剤、抗ムスカリン剤、鎮痙薬、ホルモン、成長因子、筋肉弛緩薬、アドレナリン作用性ニューロン遮断薬、抗腫瘍剤、免疫抗原薬、免疫抑制薬、胃腸薬、利尿薬、ステロイド類、脂質、麻酔剤、リポ多糖類、多糖類、ポリペプチド、タンパク質、ホルモン、酵素、およびそれらの組み合わせから成る群から選択された生物活性物質と必要に応じて組み合わせて、ゼラチン、でん粉、セルロース、アルギナート、ヒアルロン酸、シクロプロパン炭酸塩、カプロラクトン、ジオキサン、グリコール酸、乳酸、グリコリド、ラクチド、それらの単独重合体、それらの共重合体、およびそれらの組み合わせから成る群から選択された吸収可能な材料を含む、請求項 6 に記載の医療用インプラント。

【請求項 12】

前記生物活性被覆は、脂肪酸、脂肪酸塩、および脂肪酸エステルの塩から成る群から選択された脂肪酸成分をさらに備えている、請求項 6 に記載の医療用インプラント。

【請求項 13】

医療用インプラントであって、
台形の形状を有するメッシュと；
該台形のメッシュの少なくとも 1 つの端部に張り付けられた支持延長部分と
を備える、医療用インプラント。

【請求項 14】

前記台形のメッシュが、該台形のメッシュの 2 つの対向する端部に張り付けられた 2 つ
の支持延長部分を有する、請求項 13 に記載の医療用インプラント。